

公立大学法人前橋工科大学の
第 2 期中期目標の期間の終了時の検討（案）

令和 6 年 2 月

前橋市

1 検討の趣旨

公立大学法人前橋工科大学（以下「法人」という。）の中期目標期間（令和元年4月1日から令和7年3月31日まで）の終了に伴い、設立団体である前橋市（以下「市」という。）が地方独立行政法人法第79条の2第1項に基づき、中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を踏まえ、法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるもの

2 業務実績評価の結果

(1) 年度評価

4年間の年度計画の合計は、330項目であり、そのうちのA評価（年度計画を上回って実施している）が16項目（4.9%）、B評価（年度計画を計画どおりに実施している）が304項目（92.1%）となっている。A評価とB評価の合計が320項目で全体の97.0%という結果は、4年間の年度計画を順調に推進していることを示している。

(2) 見込評価

第2期中期目標期間（令和元年度～令和6年度）における業務実績見込みに関する評価では、全ての項目において「B評価（中期目標の達成に向けておおむね順調な進捗状況にある。）」とされ、中期目標の達成に向けて一定の成果を挙げていると認められる。

3 第1期中期目標期間終了時の検討における要請に対する取組

市は、第1期中期目標期間終了時の検討に際し、学科の統廃合を行い効率的かつ効果的な研究教育組織へと改編することを要請した。大学は、これを受け、学修の幅を広げる教育を実施するとともに、時代の変化に応じた迅速かつ柔軟な教育プログラムを提供するため、令和4年に学科を再編し、学群制を導入している。

また、市は、社会人教育のために夜間開講制としていた総合デザイン工学科について、直近の入学実績によると社会人の入学者が僅少であること、学問分野の基礎を学ぶ学部教育が社会人の学び直しに不向きであることから、廃止の検討を指示した。大学は、これを受け、夜間開講制の募集を停止している。

これらのことから、法人は市の要請に十分に答えたものと評価する。

4 第2期中期目標期間における現状と今後の期待

(1) 新たな二つの研究センター

令和5年4月にソーシャルデザイン研究センター及びバイオサイエンス研究センターを設置し、民間企業等との共同研究を通して、自然と人との共生及び持続可能な循環型社会の構築に貢献することを目指している。これらの研究センターにおいて、新たな成果を出す取組が必要である。

(2) 外部資金の積極的な獲得

外部資金については、中期目標期間中の4年間で令和4年度に最も多い金額を獲得しているものの、今後も市の財政は厳しい状況が続くことが想定されることから、自主的かつ自律的な大学運営を行うため、外部資金の積極的な獲得に向けた取組が必要である。

(3) 志願者数の確保

少子化の進行の中で、我が国の高等教育機関への進学者数の推移を見ると、大学の「市場」である18歳人口は、ピーク時である1966年の約249万人から2022年には約112万人へと半分を大きく割り込んでおり、政府想定をはるかに上回る速度で減少し続けていることから、志願者の確保に向けた取組が必要である。

(4) 若者の定着

平成26年4月から令和5年4月までの推移を見ると、市内入学者率は平均6%であり、市内就職率は平均11%であった。比率を比較すると本市からの入学者よりも本市への就職者が多い状況ではあるが、平均89%の卒業生は市外に就職している状況である。市は、人口減少と少子高齢化社会の進展等の課題に直面していることから、学生が市内企業の情報に触れる機会を増やすなど、市、関係団体及び大学の三者の連携を強化し、若者の定着に向けた取組が必要である。

(5) 学科再編後の検証及び課題への対応

学修環境、学生生活、組織体制等について、学科再編に伴う課題の検証を行い、課題がある場合は、その解決に向けた取組が必要である。

5 検討結果

第2期中期目標期間における取組で一定の成果を挙げていることから、法人に業務を継続させることが妥当と判断する。なお、第3期中期目標の

策定にあたり、先述の法人に今後期待することを実現させるための項目を定めることをもって、地方独立行政法人法第79条の2第1項に基づく所要の措置を講ずることとする。